

●香川県警察本部告示第2号

香川県警察公舎等管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

香川県警察本部長 岡 部 正 勝

香川県警察公舎等管理規程の一部を改正する規程

香川県警察公舎等管理規程（平成12年香川県警察本部告示第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義等) 第2条 略 2 略 (1) 公舎 香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）、香川県警察本部の部長、首席監察官、地域監、統括参事官、<u>政策・国際企画官、参事官又は課長若しくはこれと同等の職にある者、警察署長その他警察本部長が指定する職にある者で、その職務を遂行するため当該庁舎に近接して居住する必要があるものに係る公舎等</u> (2) 略</p>	<p>(定義等) 第2条 略 2 公舎等を次のとおり区分する。 (1) 公舎 香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）、香川県警察本部の部長、首席監察官、地域監、統括参事官、参事官又は課長若しくはこれと同等の職にある者、警察署長その他警察本部長が指定する職にある者で、その職務を遂行するため当該庁舎に近接して居住する必要があるものに係る公舎等 (2) 略</p>

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。